

各障がいの理解と関わり方について1 ～肢体不自由～

北海道立特別支援教育センター

1

(1) 肢体不自由とは

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活が**困難な状態**をいう。

「障がいのある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実について」文部科学省（令和3年）

2

(2) 「肢体不自由」という言葉について

肢：四肢（上肢・下肢）つまり手足

体：体幹、胴体

不自由：単に動かせないのではなく、「意のままにならない」ということ

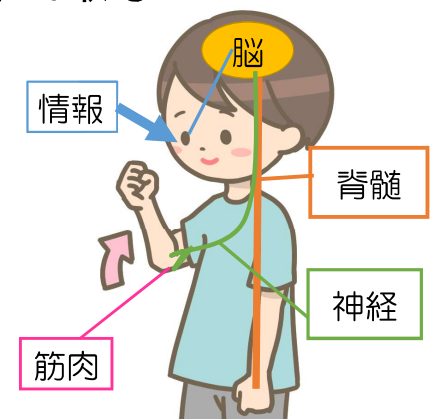
「障害児の医療・福祉・教育の手引き（医療編）」社会福祉法人日本肢体不自由児協会

3

❖ 体が動く仕組み

（例）目で見たいものを手で取る

- 目からの情報が脳へ
- 脳から動かすための信号
- 信号が脊髄や神経を通して動かしたい筋肉へ



「知ろう！学ぼう！障害のこと 肢体不自由のある友だち」笹田哲監修（金の星社）

4

(3) 肢体の状態の例

運動まひ

- ・病気または事故によって筋肉に力が入らなかったり、力の調節ができなかったりする。
- ・先天性のものと後天性のものがある。

不随意運動

- ・自分の意思とは関係なく筋肉に力が入ったり抜けたりする。
- ・じっとしていても急に体がビクッと動いたり、自分の思った向きと逆に指先が曲がったりする。

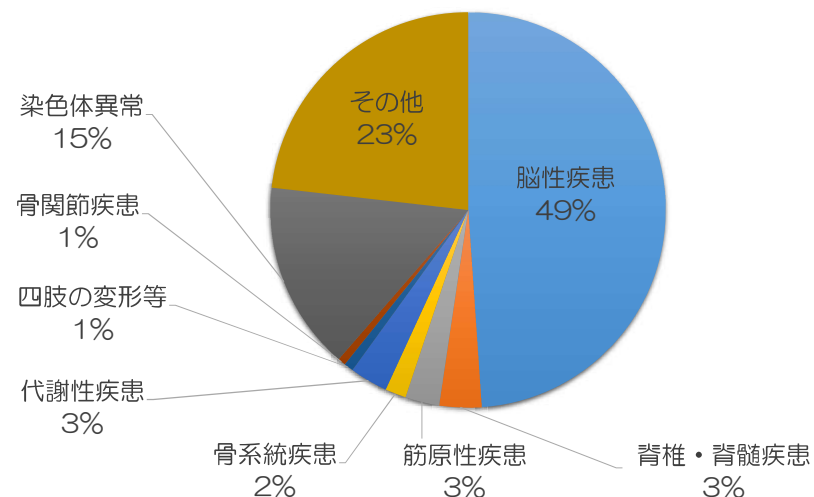
四肢の短縮欠損

- ・手足や指がなかったり短かったりするなど、変形している状態。
- ・生まれながらの先天性のものと、病気や事故による後天性のものがある。

「知ろう！学ぼう！障害のこと 肢体不自由のある友だち」笹田哲監修(金の星社)

5

(4) 障がいの状態等



「学校要覧」(平成28年度)を基に作成

6

(5) 脳性まひについて

ア 脳性まひの定義

脳性まひとは、受胎から新生児期（生後4週間以内）までの間に生じた脳の非進行性病変に基づく、永続的なしきり変化する運動及び姿勢の異常である。その症状は満2歳までに発現する。進行性疾患や一過性運動障がい又は将来正常化するであろうと思われる運動発達遅延は除外する。

「厚生省脳性まひ班会議」(1968年)

7

イ 脳性まひの主な症状

- 筋緊張の異常（不随意運動）
- 原始姿勢反射の残存による姿勢反応の出現の遅れ
- 首の座り、座位保持、立位、随意把握などの運動発達の遅れ

「障がいのある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実について」文部科学省（令和3年）

8

ウ 脳性まひの病型分類

- 痙直（けいちよく）型
- アテトーゼ型
- 失調型
- 固縮型

- ・ 自分の意志通りの動きが難しい
- ・ 相手の言葉は理解しているが、的確に答えることが困難

「障がいのある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実について」文部科学省（令和3年）
「よくわかる肢体不自由教育」ミネルヴァ書房

9

(6) 脳性まひに随伴する障がい

ア 知的障がい

知的発達の遅れを伴う場合がよく見られるが、一般の知能検査では、運動・姿勢の障がいや言語障がい等のために潜在的な能力よりも低く評価されることが推察される。

時間をかければできるのか、時間をかけてもできないのか、コミュニケーション時補助手段を工夫すればできるのか、工夫してもできないのかなど、潜在的な能力の有無を確認することが大切である。

「障がいのある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実について」文部科学省（令和3年）

10

イ 言語障がい

まひ性構音障がいでは、唇、舌、咽頭、横隔膜、胸郭など、話すことに使われる多数の筋肉の調節が損なわれている。しかし、内言語及び言葉の理解能力は損なわれない場合がしばしば見られる。

言語の表出のための補助的手段（文字盤、トーキングエイド、コンピュータ等の情報補助機器など）の活用によって、意思の伝達が可能になることがあるので、それらを活用する力を促すことが大切である。

「障がいのある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実について」文部科学省（令和3年）

11

ウ 感覚障がい（視知覚障がいを含む）

代表的なものに、認知を含む視覚障がいと聴覚障がいがある。視覚障がいについては、屈折異常、眼筋の不均衡又は斜視、眼球運動の障がいなどがある。また、それらと関連した視知覚の障がいがある。

線分の長さの比較や角度の比較が困難であったり、図形の見比べが困難であったりする。また、文字の読み書きや図形の理解に困難を示すことが多い。こうした学習の困難さを把握して指導することが大切である。

「障がいのある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実について」文部科学省（令和3年）

12

(7) 脳性まひ以外の起因疾患

- 二分脊椎
- 筋ジストロフィー
- 骨形成不全症
- 染色体異常などの疾患
- 幼児期以降の脳炎・脳髄膜炎や頭部外傷・脳腫瘍の後遺症
- 不慮の事故等による中途障がい 等

一人一人の実態に応じて、移動方法や姿勢保持の方法の把握、自己の障がいについての理解や自己管理の能力の育成、自助具や情報機器を利用した学習方法の検討等を行う。

「障がいのある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実について」文部科学省（令和3年）

13

各障がいの理解と関わり方について1 ～肢体不自由～

北海道立特別支援教育センター

14